もっと身近に

男女共同参画

問協働まちづくり課
外国人活躍・共生社会推進室
TEL44-3138

3月1日から「静岡県パートナーシップ宣誓制度」が始まります

静岡県では、婚姻が認められていない同性カップルや様々な事情で婚姻しない・できないカップルが抱える生きづらさや困りごとが少しでも解消され、誰もが人生のパートナーと安心して暮らせる環境をつくるため、「静岡県パートナーシップ宣誓制度」の運用を始めます。

本制度は、お互いを人生のパートナーとして認め合った2人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明するものです。法律上の婚姻とは異なり、法的な効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、この制度を利用したカップルは、宣誓書受領証等の提示により公営住宅や公立病院などで家族と同様の対応が受けられるようになります。

どんな人が宣誓できるの？

次の①～⑤の全てに該当する方が宣誓できます。

①2人とも成年（満18歳以上）
②どちらか1人は県民（県内在住）
③2人とも配偶者がいない
④2人とも宣誓者以外の人とパートナーシップ関係にない
⑤2人が近親者でない（パートナーシップに基づく養子縁組を除く）

◆国籍や戸籍上の性別、性的指向、性自認は問いません。事実婚の異性カップルも宣誓できます。

どんな手続きが必要なの？

1 宣誓日時・場所の申し込み

希望日の14日前までに、電話・Eメール・専用フォームで申し込み。宣誓場所は、県庁や県浜松総合庁舎など（選択可能）。

2 宣誓手続き

申し込んだ日時に、2人で宣誓場所へ。通称名での宣誓や、宣誓者に共に養育する未成年の子どもがいる場合、宣誓書受領証等に子どもの氏名等の記載も可能。

3 受領証等の交付

県庁で宣誓手続きをした場合は原則、即日交付。その他の場所で手続きした場合は、後日、郵送等で交付します。

制度の詳細は、ふじのくにレインボーページ（県ホームページ）をご確認ください。

問申 県男女共同参画課
TEL054-221-3363